士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ　次の条件を満足する新設又は更新の暖冷房衛生設備工事を元請として施工した経験を有する者であること。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

建物用途　病院、試験・研究施設、庁舎又は事務所
建物規模　延べ面積3,000㎡以上
工事種目　空調設備及び衛生設備（工事種目について、機器、配管及びダクトの施工・試験調整を含むシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、空調設備と衛生設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）

②　電気設備工事

ア　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ　次の条件を満足する新設又は更新の電気設備工事を施工した経験を有する者であること。

建物用途　病院、試験・研究施設、庁舎又は事務所
建物規模　延べ面積3,000㎡以上
工事種目　電灯設備及び火災報知設備（工事種目について、機器及び配管配線の施工・試験調整を含むシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、電灯設備と火災報知設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）

⑽　本工事に異工種ＪＶとして競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した場合、その構成員は単体又は他の異工種ＪＶの構成員として申請書及び資料を提出していないこと。

⑾　全ての構成員について、申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人労働者健康安全機構理事長から独立行政法人労働者健康安全機構の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成７年３月１日付け労働福祉発第350号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑿　全ての構成員について、１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

２－２　単体有資格業者　次の条件を満たすこと。

⑴　予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

⑵　厚生労働省から平成29・30年度有資格者名簿［建設工事］のうち中国ブロックにおける管工事及び電気工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑶　厚生労働省の建設工事に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された総合評点が次の点数以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の総合評点が次の点数以上であること。）。

①　管工事　　1,100点
②　電気工事　1,100点

⑷　会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　①から②に掲げる要件を満たすこと。工事実績は、平成15年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、それぞれの工事実績は、同一工事でなくてもよい。

①　暖冷房衛生設備工事　２－１⑻①の条件を満足する新設又は更新の暖冷房衛生設備工事を施工した実績を有すること。
②　電気設備工事　２－１⑻②の条件を満足する新設又は更新の電気設備工事を施工した実績を有すること。

⑹　２－１⑼①に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事実績は、平成15年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了したものとする。監理技術者の外に２－１⑼②に掲げる基準を満たす主任技術者を該当する工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事実績は、平成15年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。また、複数の主任技術者で工事を分担する場合には、全体で条件を満たすこと。監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　本工事に単体有資格者として申請書及び資料を提出した場合、異工種ＪＶの構成員として申請書及び資料を提出していないこと。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人労働者健康安全機構理事長から独立行政法人労働者健康安全機構の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成７年３月１日付け労働福祉発第350号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

３　入札手続等

⑴　担当部課　〒716―1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511　独立行政法人労働者健康安全機構吉備高原医療リハビリテーションセンター会計課契約係　電話0866―56―7141

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間　平成31年２月８日から平成31年３月４日までの午前10時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（（以下「休日」という。））を除く。）

イ　交付場所　〒716―1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511　独立行政法人労働者健康安全機構吉備高原医療リハビリテーションセンター会計課契約係

ウ　交付方法　イにより直接、交付を受ける方法の他、郵送による交付を希望する場合は、⑴あてに事前に連絡のうえ、イあてに「吉備高原医療リハビリテーションセンター設備改修その他（Ⅰ期）工事入札説明書交付希望」と封筒に朱書きし、送付先（住所、法人名、担当者名、連絡先のわかるもの）、担当者の名刺及び簡易書留料金相当額の郵便切手を同封し、アの交付期間内に必着するよう送付すること。